

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
 (学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条)

| 分類 | 病気の種類 | 出席停止の期間 |
|------------|--|---|
| 第一種 感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 感染症 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1) を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になる まで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快 した後1日を経過するまで。 |
| 第三種 感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで |
| | (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患) | |
| | 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など |